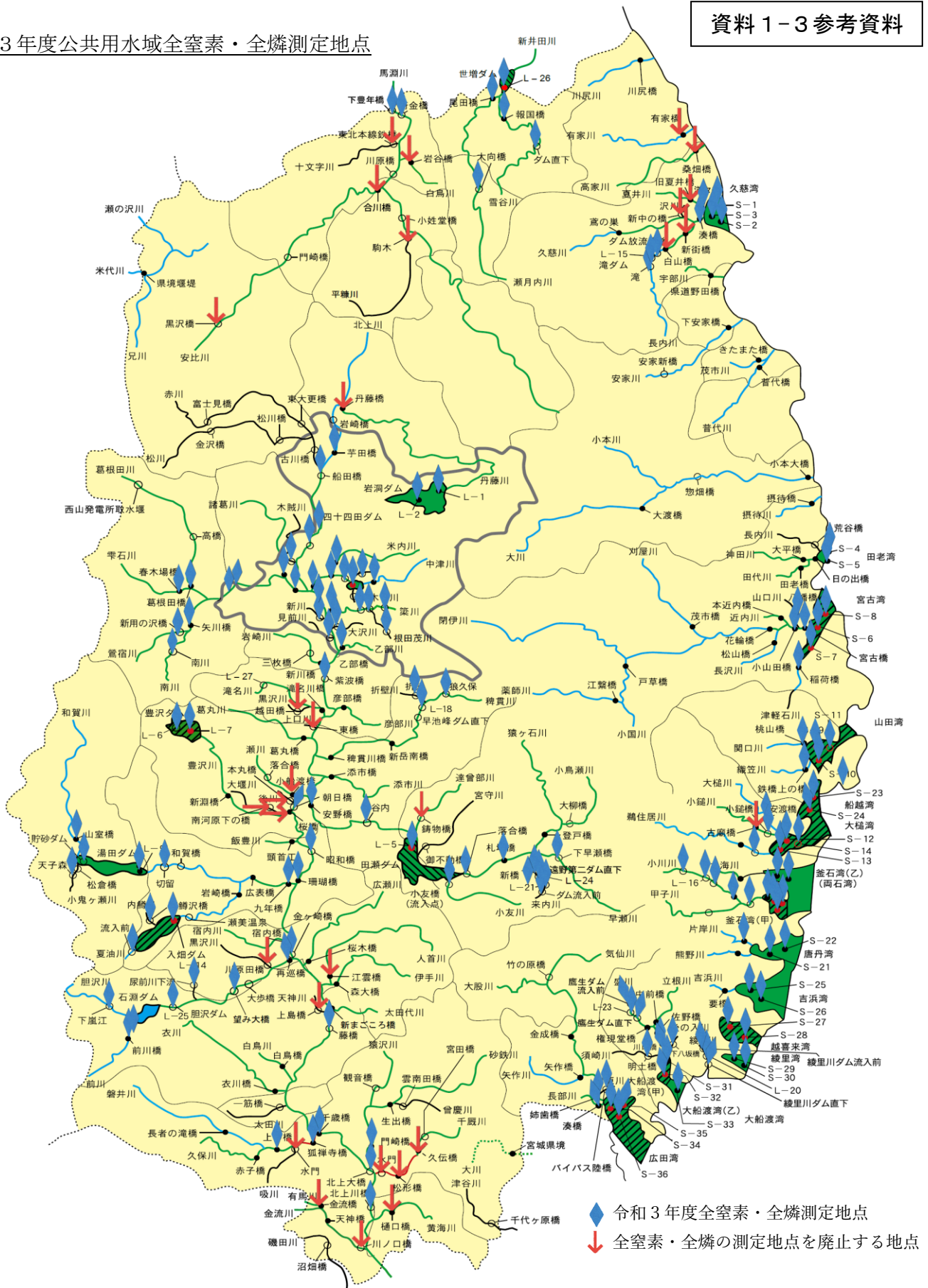


令和 3 年度公共用水域全窒素・全燐測定地点



【河川における全窒素・全燐の測定廃止の基準（岩手県環境保全課実施分）】

令和 3 年度公共用水域測定計画策定方針に基づき、河川における全窒素・全燐の測定は、富栄養化の状況等の把握ため測定が必要な地点とした。

- 1 閉鎖性水域に接続しない地点は原則測定しない。
- 2 過去 10 年間環境基準未達成が 1 回でもある閉鎖性水域に接続する河川は測定回数を変更しない。
- 3 過去 10 年間環境基準達成の閉鎖性水域及び閉鎖性でない湾に接続する河川は、直上の地点のみ実施。これまで直上の地点を測定していな場合は、あえて追加しない。
- 4 県境地点は変更しない。